

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

〒840-0816佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377 <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



NO.763



■川副町 佐野常民記念館

今月の記事

C O N T E N T S

●日本年金機構

- 事業主の皆様へ
平成25年9月分から厚生年金保険の保険料率が改定されます 2
- 第3号被保険者であった方へ 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- ジェネリック医薬品(後発医薬品)を使ってみませんか? 4~5

●佐賀県社会保険協会

- 平成25年度 社会保険事務講習会のごあんない 6
- ウォーキングマップ(佐賀市川副町:戸ヶ里港コース) 7

- 年金相談窓口開設等のご案内 8
- 適用関係届書の添付書類について 8
- 賞与支払届の提出はお済みですか? 8

●社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

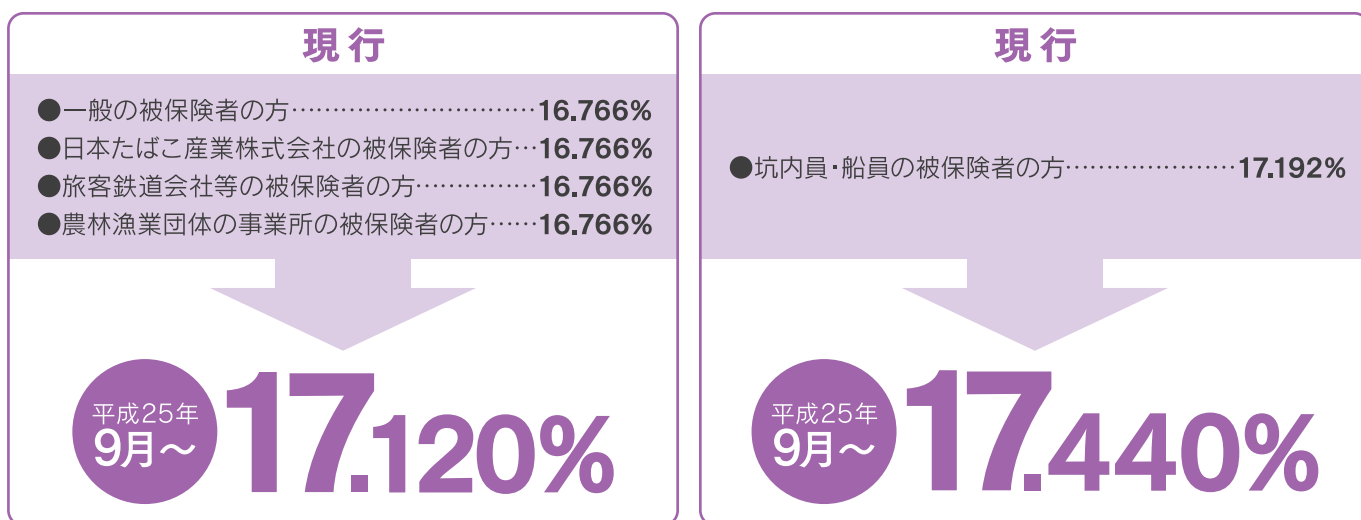
職場内で回覧しましょう。

事業主の
皆様へ

平成25年9月分から 厚生年金保険の保険料率が改定されます

平成16年の法律改正により、厚生年金保険の保険料率は、平成29年9月まで、毎年、改定されることになっています。今回、改定された厚生年金保険の保険料率は「平成25年9月分（同年10月納付分）から平成26年8月分（同年9月納付分）まで」の保険料を計算する際の基礎となります。

このたびの保険料率の改定につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようお願い申し上げます。



厚生年金基金加入員の厚生年金保険の保険料率

厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険の保険料率は、上記の一般の被保険者又は坑内員・船員の被保険者の区分に応じた保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となり、次の範囲内で基金ごとに定められています。

- 厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方……………12.120%～14.720%
- 厚生年金基金に加入する坑内員・船員の被保険者の方……………12.440%～15.040%

※免除保険料率及び厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

従業員の方々へ通知等の励行をお願いします。

年金事務所から従業員の方の社会保険の被保険者資格の取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額の決定等について通知された場合は、法律によりその内容について従業員の方に通知をしなければならないこととなっております。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0952-31-4192
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0955-72-5162
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0954-23-0122

○第3号被保険者であった方へ

専業主婦(夫)の年金が改正されました

平成25年7月1日から専業主婦(※)の年金が改正され、会社員の夫が退職した際などに年金の切り替えの手続きが遅れたりまたは漏れていたため、保険料が未納となっている主婦が手続きをすることにより、年金の受け取りが可能になったり、年金額を増やすことができる場合があります。

主婦年金(第3号被保険者)からの切り替えの手続きが2年以上遅れたことがある方は、今すぐ手続きを!

原則として20歳から60歳までのすべての人が「年金」に加入することになっていますが、サラリーマンの夫(第2号被保険者)に扶養されている妻(専業主婦:第3号被保険者)は、保険料を納める必要はありません。

ただし、夫が退職した場合や妻自身の年収が増えたときなどは、手続き(第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続)をして、保険料を納めなくてはなりません。

この手続きが2年以上遅れたことがある方は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。

このたび、専業主婦の年金が改正され、このような方は手続きをすることにより、「未納期間」を「受給資格期間」に算入することができるようになりました。

(※)妻がサラリーマン、夫が専業主夫の場合も同様です。



手続きをすることにより、無年金や年金の減額を防ぐことができます。
また、老齢年金だけではなく、万一の時の障害年金などの受給権の確保にもつながります。

保険料納付で年金額アップ!

手続きをすることにより、本来はさかのぼって払うことができなかった期間の保険料を納付することができます(最大10年分)。保険料を納めることにより、年金額が増えます。
※平成27年4月から保険料の納付ができるようになります。手続きをされた方に、平成27年4月に向けて保険料納付のご案内を郵送する予定です。

詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル

0570-011-050

またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL0952-31-4194
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL0954-23-0123

ジェネリック医薬品 後発 医薬品 を 使ってみませんか？

最近では、ジェネリック医薬品という言葉を目にする機会が増えてきました。このジェネリック医薬品はどのようなお薬かご存知ですか？お薬代の負担を軽減させるだけではなく、日本の医療保険制度を維持していくためにも、とても大切なお薬です。ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められている安価なお薬です。



ジェネリック医薬品の普及が進んでいます

様々な疾病や身近な疾病に、ジェネリック医薬品の普及が広がっています。現在は、ジェネリック医薬品も続々と開発されており、高血圧や糖尿病などの生活習慣病をはじめ、身近な疾病でもある、アレルギー性疾患（花粉症）や感冒（かぜ）などにもジェネリック医薬品がありますので、このような疾患でもジェネリック医薬品を使用することは可能です。

※ジェネリック医薬品が存在しない先発医薬品もあります。また、薬局によっては、在庫がない等の理由により変更することができない場合があります。



ジェネリック医薬品を処方してもらうには

まずは、かかりつけの医師又は薬剤師に相談してみましょう。病院では医師の診察時、薬局では処方せんを薬剤師に渡す時に「ジェネリック医薬品に変更できますか？」ときいてみてください。



医師・薬剤師と相談して、 自分に合ったお薬を選択することができます。

現在は、処方せんに記載されるお薬が、製品名（ブランド名）ではなく、一般名（成分名）で記載されるケースが増えています。一般名で記載されるケースでは、調剤薬局において、先発医薬品かジェネリック医薬品か選択することができますので、薬剤師と相談をしてどちらにするか決めましょう。

また、処方せんに先発医薬品の製品名（ブランド名）が記載されていても、**医師の変更不可サインがなければ、ジェネリック医薬品に変更が可能**ですので、その場合も薬剤師に相談してみてください。病院内でお薬を調剤してもらっている場合には、まず担当の医師に相談のうえ変更することも可能です。



患者さんの申し出によってジェネリック医薬品を選択できる機会が増えています。

ジェネリック医薬品に関する情報は下記ホームページからもご覧いただけます。

- 日本ジェネリック医薬品学会「かんじさんの薬箱」 <http://www.generic.gr.jp/>
- 厚生労働省「後発医薬品の使用推進」について <http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuu/kouhatu-iyaku/index.html>
- 政府広報オンライン「ジェネリック医薬品Q&A」 http://www.gov-online.go.jp/featured/201106_01/index.html



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階
TEL 0952-27-0611 (代表)

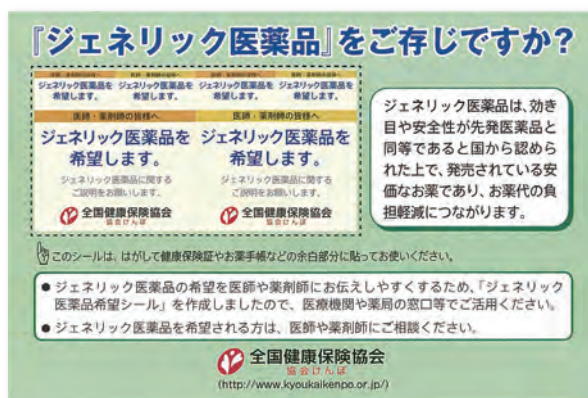
ジェネリック医薬品希望 カード・シール を配布しています。

ジェネリック医薬品への切り替え希望を医師や薬剤師にお伝えしやすくするための「ジェネリック医薬品希望カード」「ジェネリック医薬品希望シール」を協会けんぽの窓口で配布しています。郵送もいたしますのでご希望の場合は当支部にご連絡ください。
(希望カードは、ホームページより印刷することもできます。)

ジェネリック医薬品希望カード見本



ジェネリック医薬品希望シール見本



協会けんぽの取り組み

協会けんぽではジェネリック医薬品の普及のため、お薬の処方を受けられた方のうちお薬代の負担軽減額が一定額見込まれる方に、情報提供として「ジェネリック医薬品軽減額のお知らせ」をお送りし、情報提供を行っています。

平成24年10月に送付したお知らせでは、**約2,300人の方が切り替えられ、医療費の軽減につながりました。**こうした切替による医療費軽減が、将来の保険料率上昇を抑制する一助となっています。



	加入者人数	通知対象者人数	切替人数	切替割合	切替者1人当りの軽減額/月(円)	軽減額/月(円)
佐賀	289,271	8,491	2,316	27.3%	1,076	2,492,134
全国	35,011,166	968,426	243,394	25.1%	1,290	314,098,285

メールマガジンで、最新のお知らせ・健康お役立ち情報などを無料でお届けしています。簡単に登録できますので、ぜひご登録をお願いします。

協会けんぽ 佐賀

検索

申請書は
ホームページから
印刷できます

- 医療機関等を受診する際は、保険証をその都度必ず提示しましょう。
- 保険証は退職日の翌日以降使用できません。退職時はすみやかに事業所へご返却ください。



平成25年度 社会保険事務講習会のご案内

『協会けんぽの健康保険』
健康保険のしくみや給付、任意継続等に関する講習を行います。(主に限度額認定や高額療養費)

地区	平成25年	会場
佐賀	9月18日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
鳥栖	9月19日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
唐津	9月24日(火)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
武雄	9月26日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)

講師 ● 全国健康保険協会佐賀支部職員

『適用実務の基礎』
資格取得喪失及び算定基礎届、月額変更届など社会保険の適用に関する実務の基礎を学びます。

地区	平成25年	会場
伊万里	10月21日(月)	伊万里市民センター (伊万里市松島町391-1)
鳥栖	10月23日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
武雄	10月24日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
佐賀	10月29日(火)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)

講師 ● 社会保険労務士

● 実施時間
各会場共通: 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

● 実施時間
各会場共通: 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄 **50名**
鳥栖・唐津 **30名**

募集定員 佐賀・武雄 **50名**
鳥栖・伊万里 **30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者 社会保険事務担当者の方

対象者 社会保険事務担当者の方

参加費 **会員事業所は無料** (但し、平成25年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ
一般財団法人 佐賀県社会保険協会
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

一般財団法人 佐賀県社会保険協会
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会
-----〈キリトリ線〉-----



社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号	☎ おわかりになる範囲で結構です。	
参加希望会場日時	『協会けんぽの健康保険』	『適用実務の基礎』
	(佐賀・鳥栖・唐津・武雄) 会場 平成 年 月 日 ()	(伊万里・鳥栖・武雄・佐賀) 会場 平成 年 月 日 ()
参加者氏名		
事業所名		
事業所所在地	〒 TEL:	
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。		

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

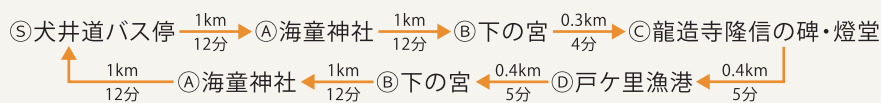
No.18 佐賀県 ウォーキングマップ

戸ヶ里港コース

起点の所在地 ● 佐賀市川副町犬井道



コースの距離と時間 (総距離・時間: 4.2km・51分)



池の水神様である海童神社や龍造寺隆信の碑など眺めながら、四季折々変わりゆく風景を楽しみながら歩けます。

照会先 ● 佐賀市 健康づくり課 (ほほえみ館) TEL 0952-40-7281
● 佐賀市役所川副支所 保健福祉課 TEL 0952-45-8924

平成25年10月 相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
		1 鹿島市民会館 (予約)	2 多久市役所 (予約)	3	4 伊万里市役所 (予約)	5
6	7 延長相談 19時まで	8 基山町役場 (予約)	9 有田町役場 東庁舎 (予約)	10	11 伊万里市役所 (予約)	12 年金事務所 休日相談日 (完全予約)
13	14	15 鹿島市民会館(予約) 年金事務所 延長相談 19時まで	16 多久市役所 (予約)	17	18 伊万里市役所 (予約)	19
20	21 延長相談 19時まで	22 基山町役場 (予約)	23 有田町役場 本庁舎 (予約)	24	25 伊万里市役所 (予約)	26
27	28 延長相談 19時まで	29	30	31		

年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00
年金事務所 休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00

出張相談 完全予約制

出張相談所	相談時間	予約申込先
多久市役所	10:00～15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	10:00～16:00	
伊万里市役所	10:00～15:00	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	10:00～15:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※年金事務所では予約による年金相談を受けております。
※希望される日の前日までに申し込んでください。

予約申込先

- 佐賀年金事務所…………… ☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所…………… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所…………… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については完全予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル 0942-50-8151 で受け付けております。こちらもご利用下さい。

適用関係届書の添付書類について

次の場合は、添付書類が必要です。

● 資格取得届 (訂正届を含む)

届出が60日以上遅延した場合は、事実確認のため、「出勤簿のコピー」・「賃金台帳のコピー」

● 資格喪失届 (訂正届を含む)

届出が60日以上遡及した場合は、事実確認のため、「出勤簿のコピー」・「賃金台帳のコピー」

● 月額変更届 (訂正届を含む)

改定月の初日から60日以上遅延した届出の場合および標準報酬月額を5等級以上引き下げる届出の場合は、事実確認のため、固定的賃金の変動のあった月以降3か月分の「出勤簿のコピー」・「固定的賃金の変動のあった月の前月以降4か月分の「賃金台帳」コピー

※上記の場合で被保険者が法人事業所の役員の場合には、「株主総会または取締役会の議事録等」のコピーを添付してください。

賞与支払届の提出はお済ですか？

賞与に係る保険料も、将来の年金に反映されます

■ 賞与(ボーナス)を支給したときは、支払った日から5日以内に「賞与支払届」(紙またはCD、DVDなどの磁気媒体で作成)と「賞与支払届総括表」(紙で作成)の提出をお願いします。

■ 賞与等の支給額の1,000円未満を切り捨てた額のことを「標準賞与額」といいます。

保険料の計算は、「標準賞与額」に直接、保険料率を乗じて計算することになります。

■ 賞与支払予定月に支給がなかった場合は、「賞与支払届総括表」の「不支給 1」に○印をつけて提出してください。

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成25年9月分保険料の納付期限は平成25年10月31日(木)です。

ご注意ください

※平成25年9月分の社会保険料計算に係る届書は10月7日(月)までに到着するようお届けください。その後到着した場合は平成25年9月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。